

鉱害防止の取組について

(令和6年度関東東北地方鉱山保安協議会東北地区部会 資料)

令和7年3月17日

関東東北産業保安監督部東北支部

1.令和6年度監督指導(鉱害関係)の実施状況

①立入検査の件数

- 令和6年度実施した鉱害関連の立入検査は、坑廃水検査:19件、鉱煙検査:2件、集積場検査:11件、石油坑井検査:1件、鉱業廃棄物検査:1件の合計34件
- 全体的に検査件数を縮小。石灰石鉱山の集積場検査に重きを置き検査

令和6年度立入検査(鉱害関係)の実施状況

(件数)

鉱種別	鉱害等検査			その他検査		特別検査	合 計
	坑廃水	鉱煙	騒音・振動	集積場	石油坑井 他		
金 属	17 (18)	2 (2)	0 (0)	4 (8)	0 (0)	0 (0)	23 (28)
非金属	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
石灰石	2 (1)	0 (0)	0 (2)	7 (4)	1 (0)	0 (0)	10 (7)
石油・天然ガス	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
石炭・亜炭	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	19 (20)	2 (2)	0 (2)	11 (15)	2 (1)	0 (0)	34 (40)

注：()内は、令和5年度実績

➤ 立入検査の種別

鉱山保安監督規定(内規)に基づき実施する立入検査、特別検査及び調査は次のとおり

保安検査

鉱山の自主保安体制(監査、法令適合性)を確認する検査

鉱害等検査

基準適合性(数値基準)を確認する検査

その他検査

リスクが高い施設の保守管理状況等の確認や休止鉱山等に対する検査

特別検査

災害・鉱害事故等の発生報告を受け実施する検査

法第39条命令調査

鉱業権消滅後5年以内に法第39条第1項の命令発動の可否を判断するための調査

1.令和6年度監督指導(鉱害関係)の実施状況

②立入検査における指摘

- 令和6年度の立入検査(鉱害関係)では、検査概要により32件の不備・改善等を指摘
- 7割以上が集積場関係の指摘
場内水排出不備や排水路土砂埋没、流木止め破損、安定度に影響する不備等、鉱害発生を防止する観点から鉱業権者による適切な措置が必要
- 工事計画の未届、使用前検査の未実施及び使用開始届の未提出等も認められ、法令に則った手続きについて、一層の理解が必要

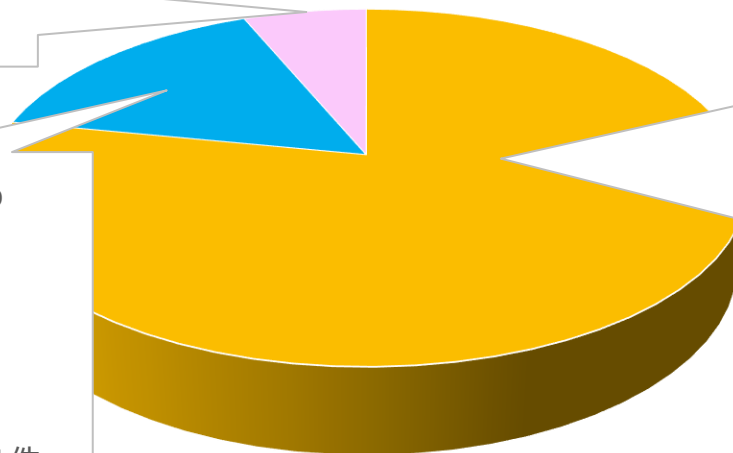
令和6年度立入検査(鉱害関係)における指摘

石油坑井検査 2件 6%

- ・石油坑井の廃坑促進 1件
- ・鉱業廃棄物の処理 1件

坑廃水検査 5件 16%

- ・作業監督者の選任 1件
- ・工事計画届の提出 1件
- ・使用前検査の実施 1件
- ・使用開始届の提出 1件
- ・坑廃水施設の本格稼働 1件



集積場検査 25件 78%

- ・集積場の維持管理(排水路 他)6件
- ・技術基準への適合(流木止め設置、安定度 他)5件
- ・現況調査の実施(点検・施設見直し)6件
- ・巡視点検の実施 4件
- ・工事計画届の提出 1件
- ・使用前検査の実施 1件

1.令和6年度監督指導(鉱害関係)の実施状況

②立入検査における指摘事例(集積場)



【山腹水路の埋没】

《水路の維持管理》
・規則第11条第2号、第3号
・措置事例第9章2、3に抵触



【山腹水路の埋没】

《水路の維持管理》
・規則第11条第2号、第3号
・措置事例第9章2、3に抵触



【かん止堤の立木】

《かん止堤の安定性》
・規則第11条第3号
・措置事例第9章3に抵触



【場内水路の破損】

《適切な施設》
・技術基準第33条第2号に抵触

1.令和6年度監督指導(鉱害関係)の実施状況

③鉱害防止の取組に向けた情報発信

- 令和5年度立入検査等の結果を公表
- 梅雨期及び台風期における保安対策の強化(支部HP)
- 令和6年度鉱業権者・保安統括者会議等における鉱害関係情報発信、注意喚起



経済産業省
関東東北産業保安監督部東北支部

お問合せ・手続・申告 | サイトマップ | 本文へ | 文字サイズ変更 小 中 大

電気保安 | 都市ガス保安 | LPガス保安 | 高圧ガス保安 | 火災類の保安

ホーム ▶ 鉱山保安 ▶ 梅雨期及び台風期における鉱山の保安対策の強化について

梅雨期及び台風期における鉱山の保安対策の強化について

例年、梅雨期及び台風期は、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、被害が発生しています。

昨年7月には秋田県を中心とした記録的な大雨が発生し、県内の複数の地点において24時間降水量が観測史上1位を更新したほか、河川の氾濫、家屋の浸水、土砂崩れ等の被害が発生しました。管内の鉱山において、豪雨等に起因する危害・鉱害事案は確認されなかったものの、豪雨発生時に、主排水路のハシ河川への流れや尾根地の崩壊等を引き起こすおそれがあります。

つきましては、本年も梅雨期及び台風期を迎えるにあたり、関係機関等に働きかけ、関係機関等に働きかけてください。なお、鉱山等において風水害等による被害等が発生した場合は、関係機関等に働きかけてください。

また、河川等への未処理水流出時には、関係機関等に働きかけてください。

【支部HPより】

3. 令和5年鉱害事案の発生状況(東北管内における事例)

- 令和5年における鉱害事案の発生は、鉱山保安法報告対象(休止鉱山)1件、報告対象外(指定鉱害防止事業機関移管鉱山)1件の合計2件。
- 2件とも当支部の検査・調査で判明した事案。

発生月日	所在地	産業状況(鉱種)	事案の概要
7月12日	青森県	休止(金属)	概要: 当支部職員による立入検査において、坑废水处理場の排水水中の鉛含有量が0.19mg/lと排水基準値0.1mg/lを超過していることが判明した。 原因: 操業当時の残存施設の解体工事に伴い、工事箇所に混入していたスリが、表流水によって流れ、清澄池を経由して排出されたものと推定。

排水水の排水箇所(R5.7.12)



解体工事箇所(R5.7.12)

発生月日	所在地	産業状況(鉱種)	事案の概要
5月31日	山形県	廃止(金属)	概要: 当支部職員による調査において、中和処理場沈降池の排水水のpHを測定したところ、8.87と基準値(5.8~8.6)を超過していることを確認。 原因: 薬液調整(人力)不良。



排水水の排水箇所(R5.5.31)

【再確認!】鉱害事案発生時の連絡について

《法令に基づく報告》

- 坑水・廃水の排出基準超過等
- 自然災害による被害(水害、風雪害、震災等)

なお、当支部からの要請報告として、鉱山が所在する地域で、
・大雨「土砂災害警戒情報」が発令
・震度5弱以上の地震発生
の場合、被害の有無を確認し、報告をお願いします。



害の拡大を防止し、社会的影響を最小限とするため、速やかに当支部及、自治体等に報告するとともに、二次災害に十分留意した上で応急措置をお願いします。

具合施設等の写真撮影もお願いします。

雨等で危険を伴う場合は安全が担保されてから採水)

等の関係資料の送付、その後の状況等を報告。また、当支部を含め関係機関等により事象等が改善するまでの間、随時報告。

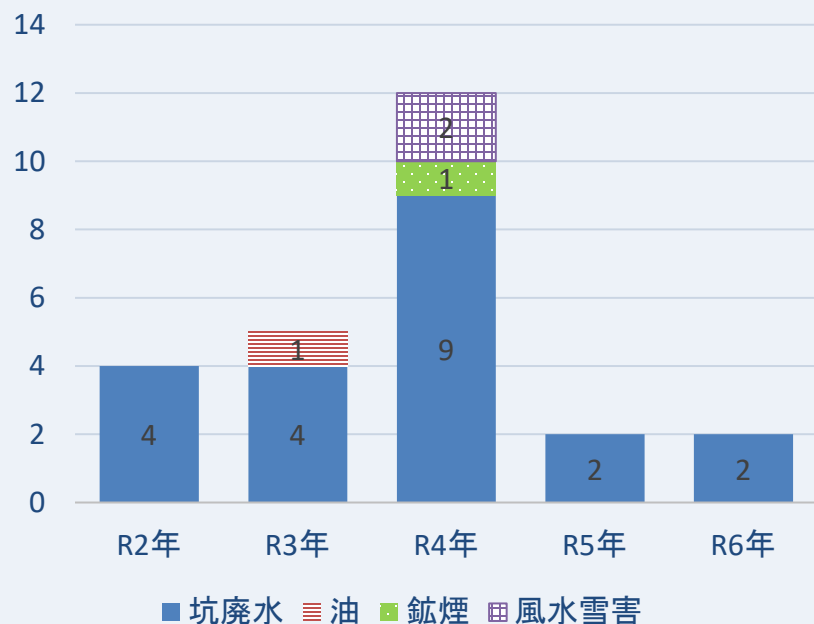
【会議等での情報発信】

22

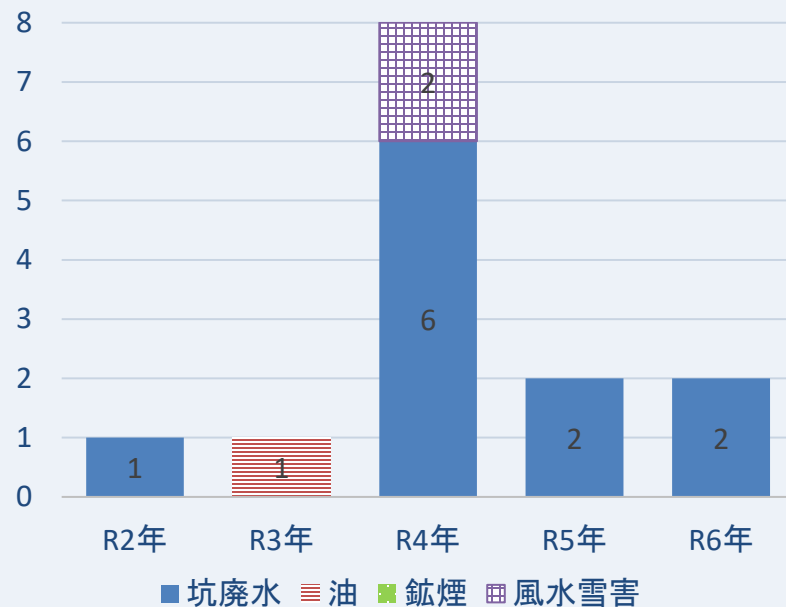
3.令和6年鉱害事案の発生状況(全国、東北)

- 全国における令和2年から令和6年までの5年間の鉱害事案は25件発生。内訳は、坑廃水の排水基準超過21件、油の排出1件、鉱煙の排出基準超過1件、風水雪害による排水基準超過2件
- 東北管内の同5年間の鉱害事案は14件発生。内訳は、坑廃水の排水基準超過11件、油の排出1件、風水雪害による排水基準超過2件
- 過去5年間に全国で発生した鉱害事案の半数以上(56%)が東北管内で発生によるもの

鉱害事案発生件数(全国)



鉱害事案発生件数(東北)

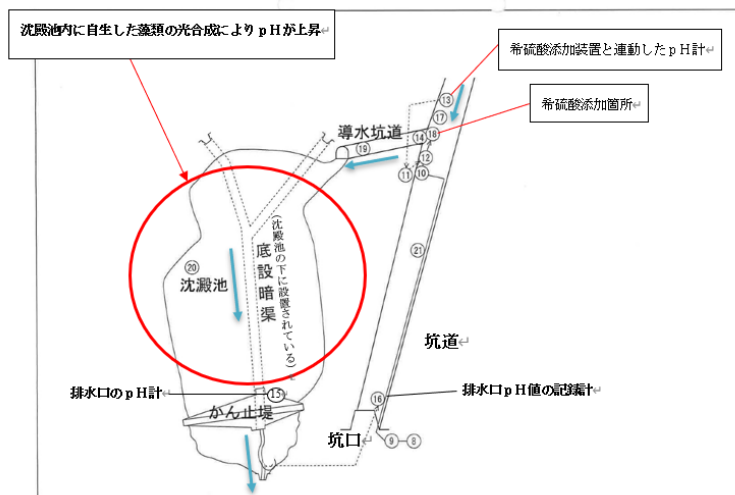


注：発生件数には鉱山保安法に基づく報告災害のほか(公財)資源環境センター移管鉱山及び法第39条命令鉱山に係る鉱害事案を含む

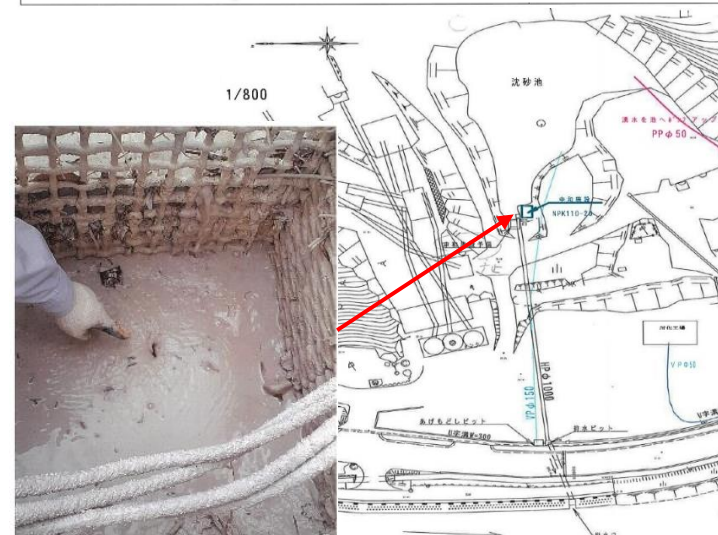
3.令和6年鉱害事案の発生状況(東北管内における事例)

- 令和6年における鉱害事案の発生は、鉱山保安法報告対象(休止鉱山含む)2件
- 2件とも石灰石鉱山での排水基準に適合しない坑廃水の流出事案

発生月日	所在地	操業状況(鉱種)	事案の概要
4月14日 ~6月13日 のうち、10日間	福島県	休 止 (石灰石)	概要： 当鉱山は、坑内水が高pHになる時期があり、適宜、希硫酸により中和処理を実施。連続測定結果(SDカード)を確認したところ、排水pH値がある期間超過していることが判明した。 原因： 沈殿池内に自生する藻類の光合成によって溶存二酸化炭素が消費され、これにより沈殿池内のpH値が上昇したものと推定。また、希硫酸添加量は排水pH値に応じた添加量で調整されていなかった。



発生月日	所在地	操業状況(鉱種)	事案の概要
10月8日 ~11日の うち、30分程度	岩手県	稼 行 (石灰石)	概要： 当鉱山は、露天採掘場の場内水を沈砂池に集水し、希硫酸により中和処理を実施。沈砂池を浚渫した翌々日にpH値の異常を確認した。 原因： 沈砂池の底に塩ビ管が設置され(用途不明)、排水溝に繋がっていたが、この塩ビ管に栓がしてあり、沈砂池の浚渫によりその栓が抜け、未処理水が排水溝に漏れ出し、pH値が上昇したものと推定。



4.令和7年度当支部における鉱害防止に向けた取組み

令和6年度の監督指導の結果及び令和7年度鉱山保安監督指針に基づき、管内鉱山における鉱害発生ゼロを目指し、監督指導を実施

稼行鉱山の鉱害防止に向けた取組み

- 坑廃水による鉱害を防止するため、次の事項に重点を置き、鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。
 - ・ 坑廃水処理施設における適正な処理
 - ・ 豪雨及び融雪期対策として、清濁分離の推進、集水・貯水・処理能力の確保及び維持管理
 - ・ 事故発生時の迅速な連絡と復旧
- 捨石等の適正処理、集積場の維持管理並びに土壌及び地下水汚染対策等の鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。

休廃止鉱山の鉱害防止に向けた取組み

- 坑廃水による鉱害を防止するため、次の事項に重点を置き、鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。
 - ・ 坑廃水処理施設における適正な処理
 - ・ 豪雨及び融雪期対策として、清濁分離の推進、集水・貯水・処理能力の確保及び維持管理
 - ・ 事故発生時の迅速な連絡と復旧
 - ・ 停電や道路不通などに対応したレジリエンス強化
- 捨石等の適正処理、集積場の維持管理並びに土壌及び地下水汚染対策等の鉱害防止対策の実施状況を確認し、必要な対策を講じさせる。
 - 特に集積場については、豪雨及び融雪期に備えた排水機能の確保及び事故発生時の迅速な連絡と復旧に重点を置く。